

## 料金システム導入業務 プロポーザル審査基準

1 委託業務名 安房郡市広域市町村圏事務組合料金システム導入業務

2 応募者の評価に関する基準

次の（1）から（4）までに掲げる評価項目について、合計100点で評価する。

### （1）導入実績に関する評価【配点10点】

料金システム導入業務について豊富な実績があるかを評価する。

採 点	採 点 基 準
10～0点	同種業務1件につき2点（10点を上限とする。）

### （2）企画提案書に基づくプレゼンテーション審査【配点50点】

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、採点基準に照らして評価する。

評価項目	評 価 内 容	配点
システムに関する評価（操作性・効率性）	処理の流れが理解しやすくなっているか。	5点
	画面設定・入力設定上、作業負荷の軽減や、データ入力誤りを減らす対策がされているか。	5点
セキュリティに関する評価	セキュリティ対策が十分に想定されているか。	5点
	データバックアップ体制が問題なく構築されているか。	5点
システム構築体制及びスケジュール	システム構築及びデータ移行に関してシステムを熟知した技術者を配置した十分な体制であるか。	5点
	作業期間・内容などを考慮し、稼働予定日に対して適切且つ効率的なスケジュールとなっているか。	5点
保守・サポート体制	導入時の操作研修等が適切に実施されるか。	5点
	導入時及び導入後の運用・保守期間において、サポート体制が確立され、発注者からの問合せに対して適切に実施されるか。	5点
全般的な事項	発注者側の業務担当者の負荷を考慮した提案となっているか。	5点
企画提案・プレゼンテーションの評価	企画提案書及びプレゼンテーションは、専門知識のない者にも配慮した分かりやすい構成・表現となっているか。 また、質問等に適切に回答しているか。	5点

【提案内容採点基準】

採 点	採 点 基 準
5 点	非常に優れている（提案内容は、項目の趣旨を満たしており、業務の委託先として最適と評価できるものである）。
4 点	優れている（提案内容は、項目の趣旨を満たしており、業務の委託先として十分と評価できるものである）。
3 点	普通である（提案内容は、項目の趣旨を概ね満たしており、業務の委託先として支障がないと評価できるものである）。
2 点	やや劣る（提案内容は、項目の趣旨を概ね満たしているが、業務の委託先として劣ると評価せざるを得ないものである）。
0 ~ 1 点	劣る（提案内容が項目の趣旨にそぐわず、業務の委託先として不適当と評価せざるを得ないものである）。

※上記採点結果に項目ごとに設定している係数を乗じ、その項目の点数とする。

（3）システム機能要件一覧表に基づく評価【20点】

「システム機能要件一覧表（回答書）（様式7）」の425項目について、対応可能な項目数に応じて、下記基準により評価する。

審査項目	評価基準	配点	
全425項目のうち対応可能な数	必須項目251	要望項目174	20点
		要望項目173以下	15点
		要望項目115以下	10点
		要望項目57以下	5点
	必須項目250以下	0点	

（4）応募者が提示した業務委託料の妥当性に関する評価【配点20点】

応募者が提示した業務委託料が妥当な金額であるか、他の応募者の提案価格と比較して採点する。

最低提案価格を提示した企画提案を1位（20点）とし、2位以下は、

評価点=（1位の提案価格／当該提案価格）×20点（小数点以下を四捨五入）とする。

※見積書又は内訳書の記載内容に不備がある場合は、採点結果から不備1か所につき1点を減ずる。

### 3 受託候補者の選定方法及び受託候補者として必要な評価結果

- (1) 選定審査会の委員による点数合計を審査した委員の数で除した点数（小数点以下第2位を四捨五入する。）を応募者の得点とする。
- (2) 2の基準による全評価項目（以下「全評価項目」という。）の得点が最も高かった応募者を受託候補者とする。  
全評価項目の得点が同点である応募者がいた場合は、次の順で評価上位者とし、なお優劣がつかないときは、委員の合議により評価上位者を決定する。
  - ①提案額が低い応募者
  - ②2（2）の評価に係る得点が高い応募者
- (3) 全評価項目の得点が50点以下の応募者は、失格とする。

### 4 応募者の提案を無効とする場合の基準

応募者が次の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者であったとき。
- (2) 所定の期限までに応募書類を提出しなかったとき、又は所定の提出先に応募書類を提出しなかったとき。
- (3) 2以上の提案をし、又は自己のほか他の者の代理人を兼ねて提案し、若しくは2以上の代理人をしたとき。
- (4) 提案に関連して談合等の不正行為をしたとき。
- (5) 見積書の金額を誤脱し、又は見積書の金額に判読し難い数字を記載し、若しくは見積書の金額に提案上限金額を超えた数字を記載し、若しくは金額を訂正した見積書を提出したとき。
- (6) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (7) （2）から（6）までに準ずる行為（審査会が認定した行為に限る。）を行ったとき。